

第6回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議  
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事概要

日時：令和2年4月17日(金) 18:00~18:21

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただ今から、第6回、通算13回目の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議  
新型(インフルエンザ等対策本部会議)を開催します。

はじめに、統括調整部長から説明がございます。

○貝守統括調整部長

青森県危機対策本部と右上にあります資料でございます。

今回の開催趣旨でございますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置実施区域の  
変更及び政府の基本的対処方針の変更を踏まえた対応の確認ということになっております。

発生状況等につきましては、後ほど健康福祉部から説明があります。

県の対策本部の対応につきましては、アンダーラインが引いてあるところが前回から追加、  
変更になったところでございますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

次の資料、別紙1と右上にありますのが、これが4月7日の宣言による7都府県に加え、  
4月16日から全都道府県を対象とする、というふうな緊急事態宣言の区域変更がなされた  
というものでございます。

1枚おめくりいただきまして、併せて4月16日に新型コロナウイルス感染症対策の基本  
的対処方針が変更になっております。簡単に御説明したいと思います。

まず、2ページの中段でございますけれども、令和2年4月16日現在において、元々の緊  
急事態措置の対象が7都府県でございましたけれども、これと同程度にまん延が進んでいる  
道府県として、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施す  
べき区域に加えるとともに、それ以外の県においても、全都道府県を緊急事態措置の対象と  
することとした、となっております。

次に、5ページの下、その理由ということになるわけでございますが、当初の緊急事態措  
置の対象、7都府県に北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を加えた13都道  
府県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるという  
ことで、この13都道府県を総称して「特定警戒都道府県」とされております。

これら特定警戒都道府県以外の県についても、これは本県もあたりますが、都市部からの  
人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られる、  
そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大す  
れば医療が機能不全に陥る可能性が高いとされております。

次のページですけれども、6ページの4行目ですが、国、地方公共団体、関係機関等を含  
めた国民が一丸となって大型連休期間を含め、まん延防止に取り組むべきこの時期において、

全都道府県が足並みを揃えて感染拡大防止の取組みが行われることが必要であることから、全ての都道府県について、緊急事態措置を実施すべき区域とするというふうになっております。

次が、8ページの下でございますけれども、これが新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項ということになっておりますが、その内容をざっくりと説明して参りたいと思います。

11ページの(3)まん延防止の項目の①のところですが、最後の3行目、特定都道府県はというところ、これは、本県も特定都道府県に入っておりますが、緊急事態宣言の対象地域は特定都道府県ということでございますが、まん延の防止に関する措置として、まずは法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする、となっております。

それから1枚めくっていただいて12ページ、③特定都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、感染の拡大に繋がる恐れのある施設の使用の制限の要請等を行うとされております。

次、13ページの⑩です。特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう住民に協力を要請する、となっております。

1枚おめくりいただいて14ページ、⑬特定都道府県は、国民生活、国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務の継続を要請するとなっております。

次が16ページ、⑳ですが、特定警戒都道府県以外の特定都道府県、これは本県があてはまりますが、これにあっては、感染者が少ない都道府県があるものの全国的に感染拡大の傾向がみられることから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として緊急事態宣言の対象とするものであることに鑑み、上記、これまで御説明してきた③、⑫、⑬の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事がある実施について判断を行うものとするとしております。

資料の説明は以上です。

○三村本部長

ただ今、統括調整部長から説明のございました特措法の規定に基づく各種施設等の使用の制限、いわゆる休業要請につきましては、事前に国との協議が必要であるということでございますから、別途、検討することといたします。

○坂本危機管理局次長

続いて、健康福祉部長から説明がございます。

○有賀健康福祉部長

健康福祉部と右肩にある資料を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症について、県内の状況ですが、感染者の状況としては、令和2年4月16日、昨日時点で感染者は22名で、そのうち6名の退院を確認しております。

検査の状況につきましては、昨日時点で481件、陽性が22件でございます。

相談センターの相談件数については、次のページにございますとおりです。

健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、教育部長から説明があります。

○和嶋教育部長

新型コロナウイルス感染症に関連した県立学校の対応についてというペーパーで御説明いたします。

一斉臨時休業の実施ということですが、本県は新型コロナウイルス感染症がまん延している状況にはありませんが、児童生徒が公共交通機関やスクールバス等を利用して通学するなど、広域の移動が多いという高等学校、特別支援学校の特性に鑑み、児童生徒、保護者及び地域住民の不安の解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的としまして、県立学校について必要な対策を講じた上で4月20日から5月6日までの期間を一斉臨時休業としたいと考えております。

2の児童生徒への学習支援対策としましては、学習課題の配布と、例えば、登校日を学年ごとに設定の上、家庭学習の状況について確認し、必要に応じて指導する分散登校の実施。また、登校しない日における学習状況の把握、個別の学習支援、日々の健康観察等への対応として、ICTを活用した家庭学習の支援に取り組むなどです。

また、3でございますが、特別支援学校の児童生徒の受入れですけれども、自宅で一人で過ごすことが困難な場合や、福祉サービスで受入れができないなど、居場所が確保できない児童生徒につきましては、感染防止対策を講じた上で学校で受け入れることとしたいと思っております。

これにつきましては、前回の一斉臨時休業と同じような対応ということでございます。

以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、各部局から何かあればお願いいたします。

それでは、本部長からの指示事項と県民の皆様へのメッセージがございます。

○三村本部長

まず、指示事項であります。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施区域が全国に拡

大されたところであります。

このたびの区域変更は、特にゴールデンウィーク中の人の移動を最小化することにより、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延に歯止めをかけるという政府としての強い決意の表れであり、この決定は重く受け止めなければならないと考えております。

県としては、県民の皆様方に対して、外出、移動の自粛を含む協力の要請を行うこととしたところであり、各職員にあっては、ゴールデンウィーク明けまでのこの数週間が極めて重要な時期であることを改めて自覚をし、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応するよう指示します。

また、新型コロナウイルス感染症により県庁の機能が麻痺する事態は絶対に避けなければならないことから、県の業務を進める上での感染拡大防止対策を徹底することとし、以下7点について指示をいたします。

1、人と人との接触低減の観点から、入庁者の管理の見直しやテレワーク、時差出勤等を推進するとともに、必要に応じてBCPを踏まえた業務工程や業務配分の見直し等を行うこと。

2、首都圏など13の特定警戒都道府県への出張は、緊急、やむを得ない場合を除き実施しないこと。また、その他の県への出張については、移動先の感染者発生状況等を踏まえ、その必要性を十分に見極め、不急の出張はできるだけ見合わせること。

3、県内における出張、会議等については、極力書面や電話等により代替をすること。会議等を開催する場合にあっては、密閉、密集、近距離での会話等といった3つの条件が同時に重なる状況を避けるとともに、それぞれの密についても低減を図ること。

4として、県主催のイベント、行事等に係る考え方と開催等における対策については、その期間を5月6日まで延長するものであること。

5、職員の同居家族に特定警戒都道府県からの移動者がいる場合は、職員自身も健康観察を実施し、感染が疑われる症状がある場合は自宅にて待機するとともに、帰国者・接触者相談センターに事前に連絡をすること。

6、緊急事態措置の内容について、円滑に御協力をいただけるよう、分かりやすい表示や広報に努めること。

7、今後、緊急事態措置の全国的な実施に伴う影響が本県に及ぶことも懸念されることとあり、状況変化を的確に把握の上、必要となる対策については、迅速に検討、実施すること。

引き続き全職員一丸となり、全庁体制で取り組むよう、指示いたします。

それでは、県民の皆様方にお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応についてです。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療関係者の皆様方、介護福祉施設等の関係者の皆様方、そして各保健所等において防疫検査業務を実施している方々には、日夜厳しい環境の中で必死に対応いただいていることに対し、県民を代表して心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

また、現在、新型コロナウイルス感染症により入院されている方々におかれましては、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

さて、昨日、政府では、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するとともに、まん延が進む首都圏等の13都道府県については、重点的に感染拡大の取組みを進める必要がある地域として、特定警戒都道府県に指定されたところであります。

このたびのこの政府の決定を端的に申しますと、この日本の国を新型コロナウイルスから守るため、特にゴールデンウィーク期間中には、人と人との接触を極力避け、全国民の方々がご自宅でお過ごしいただきたいというものでございます。

そして、県民の皆様方におかれましては、都市部からの人の移動等による本県の感染拡大を防ぐため、感染がまん延する首都圏、関西圏等の特定警戒都道府県との往来は自粛していただくことに加え、その他の地域への移動についてもお控えいただくか、あるいは移動先の感染者発生状況をよく確認の上、リスクが高い地域へは行かないことについて、徹底していただくことが非常に重要なことだと思っております。

そもそも、このゴールデンウィークは、これまで春爛漫、桜咲き誇る美しいふるさと青森に、例えば、首都圏等にいらっしゃるお子さん、お孫さん、あるいはふるさと出身の仲間たちが楽しく集う素敵な季節でございます。

前回もお話しましたが、里帰りできる故郷、そして仲間があることは素晴らしいことではありますが、このふるさとの青森の家族や友人たちを守るために、先ほども申し上げましたとおり、誠に恐縮ではありますが、首都圏、関西圏等の特定警戒都道府県にお住まいの方におかれては、何卒、今年だけは帰省することを我慢いただきたいと思っております。本当に心からのお願いでございます。申し訳ありませんがお願いいたします。

それでは、県民の皆様方へ御協力をお願いしたい事項について、改めて申し上げます。

5月6日までの間、青森県全域を対象に以下の緊急事態措置を実施いたします。

事態の収束を図るため、できるだけ人と人との接触の機会の低減に取り組んでいただきたいと思います。

新型インフルエンザ対策特別措置法第45条第1項の規定に基づく措置として、県民の皆様方におかれましては、不要不急の外出を自粛するよう要請をいたします。

なお、医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持のための行動は不要不急の外出に該当いたしません。

そして、不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨いだ移動は、極力お控えいただき、特に感染がまん延する首都圏など、13の特定警戒都道府県との往来については自粛をお願いします。

特に大型連休期間中においては、特措法第45条第1項の規定に基づく措置として、都道府県を跨いだ不要不急の移動を自粛するよう、これも要請いたします。

お仕事においては、在宅勤務、時差出勤や自転車通勤など、人との交わりを低減する工夫をお願いいたします。

また、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は自粛してください。

イベント、会議、スポーツ、夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において、密閉、密集、

近距離での会話といった3つの密を避けることを徹底してください。

更に3つの密が重ならない場合でも、感染リスクを低減するため、できるだけゼロ密を目指していただきたいと思います。

感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前にまずは保健所に設置しております、「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡してください。同センターが、「帰国者・接触者外来」に御案内いたします。

基本であります手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、拡散防止に繋がる行動をお願いいたします。

我々青森県も緊急事態措置の実施区域となりましたが、罰則を伴う外出禁止や交通の遮断等を行うものではありませんので、食料、医薬品や生活必需品に係る買い物などは、今までどおり行っていただくなど、冷静な行動をお願いいたします。

なお、本日の本部会議において教育委員会から児童生徒、保護者及び地域住民の不安の解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的として、県立学校について、必要な対策を講じた上で4月20日から5月6日までの期間を一斉臨時休業する旨の報告がありました。

保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

今回の移動自粛等のお願いについては、全国民が足並みを揃えて取り組むことによって、初めて感染拡大防止の効果が得られるものと考えております。

県民の皆様方におかれましては、何かとご不便をおかけすることとなりますが、何卒、県民の皆様方の命と暮らしを守るため、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして第6回本部会議を終了します。

○三村本部長

それぞれよろしく申し上げます。